

日田市規則第47号

日田市児童福祉施設苦情調査委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

日田市長 椋野 美智子

日田市児童福祉施設苦情調査委員会設置規則の一部を改正する規則

日田市児童福祉施設苦情調査委員会設置規則（平成14年規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(委員の職務)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>苦情内容の報告を受けた旨の苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）への通知</u></p> <p>(3) <u>利用者からの苦情の直接受付</u></p> <p>(4) <u>苦情申出人への助言</u></p>	<p>(委員の職務)</p> <p>第4条 委員は、次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>苦情を申し出た者（以下「苦情申出人」という。）への助言</u></p>

(5) 略

(6) 略

(3) 略

(4) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。